

ちょっと気になるデータ解説

東日本大震災以降の統計データと東北三県の雇用に関する状況

3月11日に発生した東日本大震災とその後の電力供給制約などの影響が、4月28日に公表された3月分の統計データに現れ始めた。ここでは、それらのデータを概観するとともに、主な被災地である東北三県における雇用に関するこれまでの状況を確認しておきたい。

ゴールデンウィーク直前の4月28日に公表された統計データからは、東日本大震災の影響が強く浮かび上がっている。とくに落ち込みの激しかったのが鉱工業生産指数（経済産業省公表）（注1）で、3月の同指数（季節調整値）は82.9で前月比15.3%の低下となり、1953年の統計開始以来最大のマイナス幅となった。対前月比のマイナス幅はリーマン・ショック後の09年2月の8.6%をはるかにしのぎ、指数の水準も09年07月の81.9以来の低い水準となった（同日発表の製造工業生産予測調査によると、4月は前月比3.9%、5月は2.7%と共に上昇を見込んでおり、生産の回復が予測されている）。また、総務省公表の家計調査（2人以上の世帯）（注2）でも、前年同月比で勤労者世帯の実収入は実質4.1%減少し、同じく消費支出は実質11.0%と大幅な減少となった。

雇用関係のデータをみると、総務省発表の労働力調査（注3）による3月の完全失業率（季調値）は4.6%で前月と同率だった。しかし、同調査では、このところ増加傾向にあった就業者数（季調値）が3月に5,983万人と前月に比べ46万人減少、そのうちの雇用者数も5,240万人と58万人の減少幅となった（表参照）。

一方、厚生労働省発表の一般職業紹介状況では、3月の有効求人倍率（季調値）が0.63倍となり、前月に比べて0.01ポイント上昇している。ただし、景気の先行きを示す新規求人数（季調値）は前月に比べ7.1%減少しており、今後注意して見ていく必要がある。この新規求人数（季調値）について、とくに震災の被害が大きかった東北三県では、宮城県で8,839人と前月（1万2,145人）から27.2%、福島県で7,030人と前月（9,164人）から23.3%、岩手県で5,709人と前月（8,072人）から29.3%、とそれぞれ大幅な減少を示している。地域別でも、もっとも減少しているのは東北ブロック（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県）で22.2%減、次いで北関東ブロック（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）の各県で14%減となっており、震災の被災地への影響が直接現れている。

表 就業者数（労働力調査・3月分）

3月分 (季節調整値)	実数 (万人)	対前月増減(万人)			
		3月	2月	1月	12月
就業者	5,983	-46	26	21	15
男	3,455	-21	16	9	8
女	2,527	-27	10	14	7
うち雇用者	5,240	-58	28	32	10

資料出所:総務省

東北三県における状況については、宮城、福島、岩手の各労働局がまとめたデータが厚生労働省から発表されている。このうち、雇用保険離職票等発行件数（速報値）（注4）をみると、宮城県で3万6,887件（3月14日～4月22日）、岩手県で1万8,934件（3月12日～4月24日）、福島県で1万3,846件（3月11日～4月24日）。同県のみ震災を理由とするもののみの数字となっている。また、雇用保険受給資格決定件数（3月11日～4月25日）（注5）は、宮城県で1万6,660件（前年同期6,567件）、福島県で1万3,846件（前年同期5,289件）、岩手県で9,709件（前年同期4,360件）となり、前年同期を大きく上回っている。

このほか、東北三県のハローワークに寄せられた相談件数（震災関係相談窓口での受付、3月28日～4月24日）は、宮城県で5万6,569件、福島県で4万9,723件、岩手県で4万9,620件にのぼっている。

(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

- (1) 本年3月分の鉱工業指数は、従来通り、全国を対象とした調査結果により指数が作成されており、震災により被災した地域を除外する等の集計は行われていない。
- (2) 本年3月分以降の家計調査結果（2人以上の世帯）においては、震災の影響により調査票の回収ができなかった地域について、他の地域の結果により補完して推計されている。
- (3) 労働力調査では、本年3月以降、当面、「全国（岩手県、宮城県及び福島県を除く）」の結果が「全国」の結果に代えて公表されることになった。
- (4) 事業主は、雇用している労働者（被保険者）が離職により被保険者でなくなったときに事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出を行い、これに基づきハローワークから事業主に「雇用保険被保険者離職票（離職票）」が交付される。この離職票は事業主から労働者に交付され、求職及び雇用保険受給手続の際に必要となる。
- (5) 「震災による休業や自発的失業・定年退職も含む」とされている。